

第88回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

協栄産業株式会社

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

2006年5月12日 制定
2015年4月27日 改訂

1. 取締役・使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月1回の定時開催のほか必要により臨時に開催して、取締役の業務執行の状況を監督します。毎月開催する経営会議においては、重要業務の執行が法令及び定款に適合して行われていることを確認するとともに、社長直轄の監査部が、グループ各部門の業務活動について、社内規則及び法令に対する順守状況等を内部監査します。

更に、当社は常時、法令順守が事業活動の前提であることを、役員及び従業員に徹底するとともに、コンプライアンス担当役員のもと、「コンプライアンス部」を中心として、企業倫理の充実と法令順守の徹底を図るべく、順法精神の啓蒙と教育、法令順守に関連するルールの整備を進めます。その一環として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応することを徹底します。

また、人事部、経理部、コンプライアンス部並びに顧問弁護士を相談及び通報の窓口とした社内通報体制を設置して、グループ会社内での、法令違反等の不正行為の早期発見と是正を図ります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「取締役会議事録」「稟議書」等業務執行に係る重要文書は、法令並びに社内規則に従い、適切に作成・保存・管理します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、業務執行部門が各々責任をもって対応するとともに、全社的対応としては、管理部門内の主管部門が、担当分野毎に社内規則を制定し、教育、啓蒙活動、業務監査等を実施するなど、関係する業務執行部門と連携してリスクの回避、予防、管理に努めます。

また、リスクが現実化した場合には、各業務執行部門と管理部門内の主管部門とが、速やかに協議した上で対応します。

更に、重要な法務問題については、総務部が窓口となり、必要により顧問弁護士に相談・確認しながら対応します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、特に重要な事項や社長の諮問事項については、トップミーティングにおいて審議することにより、取締役会の意思決定の迅速化を図るとともに、執行役員に対し権限の委譲を行い、業務執行の迅速化を図ります。

また、事業年度及び半期の事業計画を作成し、取締役会において意思決定するとともに、毎月開催する定時取締役会及び経営会議において月次予想に基づいて執行状況を監視します。

更に、実績及び予想については、全てIT化することにより関係者にデータを配布して、効率化を推進します。

5. 株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「協栄グループ管理運営規則」に基づいて、グループ間の適正かつ効率的な業務遂行を行うとともに、監査役及び監査部が子会社の監査をすることにより、適正な管理の実現を図ります。

また、毎月開催する経営会議において、グループ各社からの報告を受け、各々の業務執行が適正に行われていることを確認します。

当社は、グループ会社のリスク管理について、グループ会社毎に所管部門及び統括管理部門を置き、業務遂行の支援、指導を行うことにより、リスクの回避、予防及び管理に努め、リスクが現実化した場合は速やかに対応します。

当社は、グループ会社を含む社内通報制度の設置により不正行為の早期発見に努めるとともに、コンプライアンス部を中心としてグループ各社に対する順法精神の浸透に努めます。

当社は、金融商品取引法及び関連法令に基づく財務報告の信頼性を確保するため、グループ全体で必要かつ適切な内部統制を整備・構築し、継続的に改善のうえ運用します。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助すべき使用人を置きます。当該使用人の職務については、監査役の要請がある場合は、当該要請を極力尊重し、対応します。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役は、会社又はグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき又は当該事実があることの報告を受けたときは、法令に従い、直ちに監査役会に報告します。また、内部監査の実施状況、社内通報制度による内部通報の状況及びそれらの内容について、速やかに報告します。

監査役は、取締役会、トップミーティング、経営会議等への出席、工場・営業所への往査、各事業部門及びグループ会社に対するヒアリングを通じて、報告を受けます。

当社は、「協栄グループ社内通報規則」を制定し、内部通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益取扱いも行わないこととしています。

8. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、相互の連携を図るため、年間監査予定、業績分析報告等については、監査部を加え、必要により随時情報交換を行います。

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

1. コンプライアンス体制

当社は、法令・ルールを順守して企業活動を行ない、社会に貢献することを目的として「行動規範」を定めています。これに基づいて、コンプライアンス推進担当部門であるコンプライアンス部がイントラネットを介して当社グループ各社全拠点に対して社内研修を実施し、企業倫理の充実と法令順守の徹底に努めました。

また、当社はグループ各社も対象とする内部通報制度を導入しており、コンプライアンスの実効性確保に努めています。

2. 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規則」に基づき、原則月1回取締役会を開催し、法令または定款等の社内規則に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の業務執行の監督を行いました。また、社外取締役を2名選任し、取締役会による取締役の業務執行の監督機能の強化を図りました。その他、月1回開催する経営会議において、各業務執行部門の業務が適正に行われているかを確認しました。

なお、当事業年度は、取締役会を16回、経営会議を12回開催いたしました。

3. 内部監査の実施

社長直轄の監査部が、内部監査年間計画に基づき当社及びグループ各社の内部監査を実施し、それぞれの検証結果を監査報告書として取りまとめ、代表取締役及び監査役に対して報告いたしました。

4. グループ管理体制

当社は、取締役会及び経営会議においてグループ各社から経営状況等の報告を受けました。また、グループ各社に対する監査役往査及び監査部監査の結果につき報告を受けました。

5. 監査役の職務執行

監査役は、監査役会で定めた監査計画に基づき、監査を実施いたしました。また、取締役会や経営会議等に出席する他、会計監査人や監査部との間で情報交換を行うことで、監査業務の実効性の確保に努めました。

連 結 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 8社

連結子会社の名称

協栄サーキットテクノロジー株式会社

株式会社協栄システム

協栄マリンテクノロジー株式会社

KYOEI ELECTRONICS SINGAPORE PTE LTD

KYOEI ELECTRONICS HONG KONG LIMITED

KYOEI ELECTRONICS SHANGHAI CO., LTD.

KYOEI ELECTRONICS AMERICA INC.

KYOEI ELECTRONICS (THAILAND) CO., LTD.

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、KYOEI ELECTRONICS SHANGHAI CO., LTD.及びKYOEI ELECTRONICS (THAILAND) CO., LTD.の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券 償却原価法 (利息法)

(ロ) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

(イ) 商品及び貯蔵品

先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(ロ) 原材料

プリント配線板関係

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

電子機器関係及びソフトウェア関係

先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(ハ) 製品及び仕掛品

プリント配線板関係

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

電子機器関係及びソフトウェア関係

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8～50年
機械装置及び運搬具	4～22年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェアについては市場販売目的のものは原則3年以内の見込販売数量等に基づく償却額と原則3年以内の残存有効期間に基づく均等配分額を比較しいずれか大きい額を計上し、自社利用のものについては原則として社内における利用可能期間（5年以内）による定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 事業構造改善引当金

2021年9月に閉鎖しました相模原事業所において、事業所用地引き渡しまでに発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込額を事業構造改善引当金として計上しております。

④ 災害損失引当金

2022年3月16日に福島県沖で発生した地震により、当社の連結子会社である協栄サーキットテクノロジー株式会社の生産設備等に被害が発生したため、原状回復に要する費用見込額を災害損失引当金として計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

当社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- ② 数理計算上の差異の処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
- ① 半導体デバイス事業
半導体デバイス事業においては、半導体、電子デバイス、電子材料等の販売、保守サービス及びIC設計を行っております。
商品販売に係る収益は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内取引においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であることから、出荷時に収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。
- ② プリント配線板事業
プリント配線板事業においては、プリント配線版の製造及び販売を行っております。
製品販売に係る収益は、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内取引においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であることから、出荷時に収益を認識しております。
- ③ 産業機器システム事業
産業機器システム事業においては、FA・環境システム設備等の販売及び保守サービスを行っております。
製品販売に係る収益は、主に支配が顧客に移転したときに、原則として顧客の納品確認に基づき一時点で認識しております。なお、販売した製品に対して別途の契約に基づく保守サービスを提供しております。
保守サービスに係る収益は、主に商品又は製品の保守であり、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。
- ④ システム開発事業
システム開発事業においては、ソフトウェア開発・システム開発及び情報システム機器・電子機器・パッケージソフト等の販売及び保守サービスを行っております。
ソフトウェア開発・システム開発に係る収益は、支配が顧客に移転したときに認識しており、原則として顧客の納品確認に基づき一時点で認識しております。
保守サービスに係る収益は、主に商品又は製品の保守であり、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。
- ⑤ その他
その他（協栄マリンテクノロジー株式会社）においては、船舶用救命器具類の整備及び販売を行っております。
船舶用救命器具類の整備に係る収益は、主に支配が顧客に移転したときに、原則として顧客の納品確認に基づき一時点で認識しております。
船舶用救命器具類の販売に係る収益は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内取引においては、出荷から納品までの期間が数日であるため、出荷時点において収益を認識しております。

(6) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」に含めて計上しております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を充たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約取引	外貨建金銭債権債務
金利スワップ	借入利息

③ ヘッジ方針

当社では為替予約取引は通常の営業取引に係る為替リスク回避の目的で実需の範囲内で利用し、金利スワップ取引については、金利変動リスクを回避する目的のために利用しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断することとしております。

ただし、当社ヘッジ対象の金利スワップは特例処理の要件を充たしているため決算日における有効性の評価を省略しております。

また、当社が利用している為替予約は、リスク管理方針に従い実需取引により実行しており、予約した段階でその後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているため決算日における有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び負ののれんの償却については、重要性がないものについては、発生会計年度に全額償却しております。

なお、当連結会計年度については該当事項はありません。

(9) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、有償支給取引について、従来は、有償支給した支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。

また、顧客への商品の販売における当社の役割が代理人に該当する取引については、従来顧客から受け取る額の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から仕入額を控除した純額で収益を認識することとしております。

さらに、一部の保守・サービスの提供について、従来は商品又は製品販売等の一時点で収益を認識しておりましたが、履行義務の識別及び充足時点について検討した結果、一定期間にわたり収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法による組替えを行っておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は3億7千6百万円減少し、売上原価は3億9千7百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ2千万円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は、1億7百万円減少しております。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切なレベルごとの内訳等に関する事項の注記を行うことといたしました。

(収益認識に関する注記)

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	半導体 デバイス事業	プリント 配線板事業	産業機器 システム事業	システム 開発事業	その他	計
売上高						
顧客との契約から生じる収益	36,243,257	6,837,864	9,473,353	3,892,534	531,935	56,978,946
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	36,243,257	6,837,864	9,473,353	3,892,534	531,935	56,978,946
セグメント間の内部売上高又は振替高	170,321	-	20,137	99,971	70	290,499
計	36,413,579	6,837,864	9,493,490	3,992,506	532,005	57,269,445

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「3. 会計方針に関する事項」の「(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	16,955,002
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	17,637,113
契約負債（期首残高）	244,497
契約負債（期末残高）	206,485

契約負債は、主に保守契約にかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、74,398千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が38,012千円減少した要因は、主な会計方針の変更によるものです。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引金額の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	163,010
1年超2年以内	19,154
2年超3年以内	18,670
3年超4年以内	9,447
4年超5年以内	1,048
合計	211,332

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産	83千円
繰延税金負債	277,247千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症は、経済及び企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予見することは困難な状況にあります。当社グループでは、このような状況を踏まえ会計上の見積りを行っております。なお、現時点では当社グループの会計上の見積りに与える影響及び業績に与える影響は軽微であると考えていますが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌連結会計年度の当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

該当資産はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,682,723千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 3,193,545株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年5月26日 取締役会	普通株式	30,469千円	10円	2021年3月31日	2021年6月11日
2021年10月28日 取締役会	普通株式	91,397千円	30円	2021年9月30日	2021年11月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	90,193千円	30円	2022年3月31日	2021年6月14日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、販売計画及び設備投資計画に基づき必要な資金を主に銀行借入で調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は原則行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの「得意先信用管理取扱規則」に従い、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

また、海外向けの売上等によって発生する外貨建ての営業債権は、為替変動リスクに晒されておりますが、営業債務を外貨建てにすることにより為替リスクを軽減し、また、実需の範囲内で、財務担当部門が為替予約取引の実行及び管理を行っております。

投資有価証券は、主に取引上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが6カ月以内の支払期日であります。外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあります。

短期借入金は、主に営業取引に係る運転資金の確保を目的とした資金調達であり、長期借入金は、主に長期債務の借換え及び設備投資に係る資金調達であります。変動金利の長期借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社では、半期毎の事業計画に基づき財務担当部門が資金繰計画を作成し、毎月見直しをするとともに手許流動性の維持・確保などにより流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、長期借入金に係る金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、財務担当部門が当該案件毎に「職務権限規則」に定める決裁権者による稟議決裁を受け、信用度の高い国内の銀行との間でのみ行うこととしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額61,686千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」及び「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券	3,168,189	3,168,189	—
資産計	3,168,189	3,168,189	—
長期借入金（※1）	5,893,500	5,884,399	△9,100
負債計	5,893,500	5,884,399	△9,100
デリバティブ取引（※2）	(2,130)	(2,130)	—

(※1) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 株式	3,168,189	—	—	3,168,189
資産計	3,168,189	—	—	3,168,189
デリバティブ取引 通貨関連	—	2,130	—	2,130
負債計	—	2,130	—	2,130

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定含む)	—	5,884,399	—	5,884,399
負債計	—	5,884,399	—	5,884,399

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

・デリバティブ取引

為替予約の時価は、店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・長期借入金（1年内返済予定含む）

借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利息を、同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注) 2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超5年内	5年超10年内	10年超
現金及び預金	2,518,737	—	—	—
受取手形及び売掛金	14,879,905	—	—	—
電子記録債権	2,757,207	—	—	—
合計	20,155,850	—	—	—

(注) 3. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超2年内	2年超3年内	3年超4年内	4年超5年内	5年超
短期借入金	1,514,600	—	—	—	—	—
長期借入金	2,693,500	1,200,000	800,000	800,000	400,000	—
合計	4,208,100	1,200,000	800,000	800,000	400,000	—

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,977円64銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 675円97銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

個 別 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

(イ) 子会社株式 移動平均法による原価法

(ロ) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

(イ) 商品、原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(ロ) 製品及び仕掛品

プリント配線板関係

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

ソフトウェア関係

個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法 (ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法) を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

機械装置及び運搬具 4～22年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェアについては市場販売目的のものは原則3年以内の見込販売数量等に基づく償却額と原則3年以内の残存有効期間に基づく均等配分額を比較しいずれか大きい額を計上し、自社利用のものについては原則として社内における利用可能期間 (5年以内) による定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 事業構造改善引当金

2021年9月に閉鎖しました相模原事業所において、事業所用地引き渡しまでに発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込額を事業構造改善引当金として計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 半導体デバイス事業

半導体デバイス事業においては、半導体、電子デバイス、電子材料等の販売、保守サービス及びIC設計を行っております。

商品販売に係る収益は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内取引においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であることから、出荷時に収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(2) プリント配線板事業

プリント配線板事業においては、プリント配線版の販売を行っております。

製品販売に係る収益は、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内取引においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であることから、出荷時に収益を認識しております。

(3) 産業機器システム事業

産業機器システム事業においては、FA・環境システム設備等の販売及び保守サービスを行っております。

製品販売に係る収益は、主に支配が顧客に移転したときに、原則として顧客の納品確認に基づき一時点で認識しております。なお、販売した製品に対して別途の契約に基づく保守サービスを提供しております。

保守サービスに係る収益は、主に商品又は製品の保守であり、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

(4) システム開発事業

システム開発事業においては、ソフトウェア開発・システム開発及び情報システム機器・電子機器・パッケージソフト等の販売及び保守サービスを行っております。

ソフトウェア開発・システム開発に係る収益は、支配が顧客に移転したときに認識しており、原則として顧客の納品確認に基づき一時点で認識しております。

保守サービスに係る収益は、主に商品又は製品の保守であり、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を充たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約取引	外貨建金銭債権債務
金利スワップ	借入利息

③ ヘッジ方針

当社では為替予約取引は通常の営業取引に係る為替リスク回避の目的で実需の範囲内で利用し、金利スワップ取引については、金利変動リスクを回避する目的のために利用しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断することとしております。

ただし、当社ヘッジ対象の金利スワップは特例処理の要件を充たしているので決算日における有効性の評価を省略しております。

また、当社が利用している為替予約は、リスク管理方針に従い実需取引により実行しており、予約した段階でその後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、有償支給取引について、従来は、有償支給した支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。

また、顧客への商品の販売における当社の役割が代理人に該当する取引については、従来顧客から受け取る額の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から仕入額を控除した純額で収益を認識することとしております。

さらに、一部の保守・サービスの提供について、従来は商品又は製品販売等の一時点で収益を認識しておりましたが、履行義務の識別及び充足時点について検討した結果、一定期間にわたり収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法による組替えを行っておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高は3億4千4百万円減少し、売上原価は3億6千9百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ2千5百万円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は、7千4百万円減少しております。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表」 「(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金負債	138,314千円
--------	-----------

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症は、経済及び企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予見することは困難な状況にあります。当社では、このような状況を踏まえ会計上の見積りを行っております。なお、現時点では当社の会計上の見積りに与える影響及び業績に与える影響は軽微であると考えていますが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

該当資産はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,217,691千円

3. 保証債務

下記の子会社の金融機関からの借入金について、債務保証を行っております。

KYOEI ELECTRONICS HONG KONG LIMITED	161,554千円
KYOEI ELECTRONICS SHANGHAI CO., LTD.	135,114千円

下記の子会社の電子記録債務について、債務保証を行っております。

協栄サーキットテクノロジー株式会社	195,964千円
株式会社協栄システム	4,132千円
協栄マリンテクノロジー株式会社	21,237千円

4. 関係会社に対する金銭債権・債務 (区分表示したものを除く)

関係会社に対する短期金銭債権	1,819,530千円
関係会社に対する短期金銭債務	872,147千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	5,448,418千円
関係会社からの仕入高	4,764,235千円
関係会社との営業取引以外の取引高	350,338千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	187,098株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税等	53,923千円
賞与引当金	237,326千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	337,170千円
事業構造改善引当金	100,739千円
投資有価証券評価損	29,043千円
保証金評価損	41,634千円
固定資産減損損失	100,240千円
関係会社株式評価損	424,639千円
その他	194,509千円
繰延税金資産小計	1,519,227千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△894,153千円
繰延税金資産合計	625,074千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△152,172千円
その他有価証券評価差額金	△611,217千円
繰延税金負債合計	△763,389千円
繰延税金資産（△負債）の純額	△138,314千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
住民税均等割等	0.99%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.88%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.31%
評価性引当額の増減	△8.11%
その他	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.08%

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	住 所	資本金又は 出 資 金 (千円)	事業の内容 又は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事 業 上 の 関 係				
法人 主要 株主	三菱電機(株)	東京都 千代田区	175,820,770	重電システム、 産業メカトロニ クス、情報通信 システム・電子 デバイス及び家 庭電器等の製 造、販売	被所有 直接 18.7	—	三菱電機製品 の 販 売 代 理 店・販売特約 店契約の締結	当社ソフトウ ェア製品等の 販売	357,160	売掛金	67,275
								受取割戻金	375,462	未収入金	125,229
								商品の購入	8,843,679	買掛金	2,838,535
										未払金	1,487
子会社	協栄サーキット テクノロジー (株)	東京都 渋谷区	300,000	プリント配線板 等の製造	所有 直接 100	兼任 3名	当社製品のプ リント配線板 の製造	商品の購入	4,386,531	買掛金	364,173
								事務代行収入	201,213	—	-
								資金の貸付	1,060,000	短期貸付金	88,248
			長期貸付金	953,751							
	KYOEI ELECTRONICS HONG KONG LIMITED	香港	269,757	電子部品、電子 機器等の販売	所有 直接 100	兼任 2名	当社製品及び 商品の販売	資金の貸付	-	短期貸付金	146,759
									長期貸付金	98,020	
	KYOEI ELECTRONICS SHANGHAI CO., LTD.	中国	578,275	電子部品、電子 機器等の販売	所有 直接 100	兼任 2名	当社製品及び 商品の販売	商品の販売	3,611,572	売掛金	1,406,227

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社ソフトウェア製品等の販売については、市場価格、総原価等を勘案して当社見積り価格を提示し、物件毎に価格交渉の上、決定しております。
- (2) 商品の購入については、市場の実勢価格、並びに三菱電機株式会社より提示された価格を基に決定しております。

(注) 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 4,766円38銭
2. 1株当たり当期純利益 614円21銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。